

事務局役務費等の支給に関する規程

〔目的〕

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本理学療法士協会四国ブロック四国理学療法士会事務局の役務費等の支給に関して必要な事項を定める。

〔事務局役務費等の支給の範囲〕

第 2 条 次の場合に、事務局員および監事に役務費を支給する。

- 1) 連絡協議会等の諸会議・運営・書記等に携わった者に対し、一人当たり時給 1,000 円の役務費を支給する。
- 2) 事務局長及び事務局員の用務による旅行については、本会旅費等の支給に関する規程に準ずる。

〔委任〕

第 3 条 この規程に定めのない事項については、連絡協議会の議決による。

〔改廃〕

第 4 条 この規程の改廃は、連絡協議会の決議を必要とする。

附則

1 この規程は、平成 29 年 11 月 25 日より施行する。